

全自動汚物容器洗浄消毒装置仕様書

1. 品 名

全自動汚物容器洗浄消毒装置 一式

2. 製造業者

小川医理器株式会社

3. 構成内容

- ・ 本体 (TOPLINE 20AT/AK) 1台
- ・ 器具用バスケット L型 1台

4. 仕 様

(性能・機能に関する要件)

全自動汚物容器洗浄消毒装置に関して以下の条件を満たすこと。

- (1) 汚物が入った便・尿器をそのままセットするだけで処理ができること。
- (2) 汚物容器を作業者の正面からセットする前面ドア方式であり、ドアは赤外センサーまたはフットスイッチで自動開閉し始動スイッチを押すと洗浄、消毒、乾燥の全工程を自動的に実現すること。
- (3) 器具の汚れに応じた3種類の洗浄プログラムを選択できるスイッチを有すること。
- (4) 蛋白凝固防止のため、最初に冷水洗浄の後、温水洗浄をおこなうこと。
- (5) 浄後の水滴が残らないように洗浄室の形状はコーナーに丸みと傾斜のあるプレス一体成型構造であること。
- (6) 被洗浄物の内側、側面、背面、底面等全方向から洗浄できる構造で、洗浄ノズル構成が伸縮式大型回転ノズル1、固定ノズル4、回転ノズル7の合計12個を有していること。
- (7) 洗浄完了後、独立した内蔵水蒸気発生器による熱消毒を実現していること。
- (8) 新しい洗浄・消毒装置の国際規格ISO15883-3に準拠したA0値による消毒管理ができる機能を有していること。
- (9) A0値は最低60～3000まで設定可能であること。
- (10) 消毒管理は従来の「消毒温度・消毒時間」と国際規格の「A0値」の2方式から選択できること。
 - (11) 消毒管理を「消毒温度・消毒時間」に選択したときの温度は70℃～95℃、時間は30秒～600秒まで可変できること。
 - (12) 毎回、全ノズルから蒸気を噴射して、ノズル及び、機器内部配管を消毒できること。
 - (13) 水圧による洗浄効果の差をなくし、均一な洗浄効果を得ることができること。
 - (14) ポンプによるリンス剤（スケール除去剤、水滴付着防止剤）自動ミキシング機能を標準装備していること。
 - (15) 最終工程で、外気を取り入れ残留蒸気を排出する乾燥機能を有していること。

- (16) 扉は蒸気が一切外部に漏れない完全密閉式であること。
- (17) 工程の進行状況を日本語（カタカナ）で表示すること。
- (18) 運転中または停電時には安全装置によりドアは開かないこと。また完全に工程が終了しないとドアが開かない構造であること。
- (19) トラブル発生の際は自動的に緊急停止して警報を鳴らし、エラーの内容を表示すること。
- (20) 排水詰りセンサーを標準装備していること。
- (21) 便器、尿器、吸引ビン、ポータブルトイレ用バケツ、膿盆等を洗浄するための専用バスケット及びラックを有していること。
- (22) メンテナンス及び保守点検は全て全面よりのアクセスに対応していること。
- (23) 材質はステンレス製（SUS - 304）であること。
- (24) 本体サイズはW1000mm×D600mm×H1730mm以内であること。
- (25) ベッドパンウォッシャーと汚水槽が一体型になっていて排水管は一ヵ所のみで設置できること。
- (26) 汚水槽はベッドパンウォッシャー稼働時でも単独で使用できること。

(性能・機能以外の要件)

設置、保守、その他については、以下の要件を満たすこと。

- (1) 設置にあたり、当院が用意した一次側設備以外に必要な改修工事等があれば当院担当職員と協議の上で落札者において施行すること。
- (2) 本調達に伴う、撤去、搬入、据付、配線、配管及び調整については、当院担当職員と事前協議の上で落札者において施行すること。
- (3) 装置の搬出・搬入のためのルート確保、養生等は落札者が実施すること。
- (4) 障害時において、復旧のための通報を受けてから、速やかに現場で対応できる体制であること。
- (5) 本装置の運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。
- (6) 納入後1年間は、無償で保守作業を実施すること。
- (7) 取り扱い説明に関する導入時の教育訓練を当院担当職員に十分に行うこと。取り扱い説明、教育訓練の実施に関する日程調整や回数については、当院担当職員と協議し決定すること。
- (8) 導入装置の日本語版の取扱説明書を1部備えること。また、取扱説明書をPDFファイル形式化したものも提供すること。
- (9) 導入された装置が仕様書に記載された要件を満たしているか判断するため、落札者が正常に動作することを示し、当院担当職員の承認を得た上で引き渡すこと。
- (10) その他定めのない事項については、当院担当職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。